

令和3年5月6日開催

箕輪町農業委員会第3回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年5月6日(木) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 箕輪町役場3階 講堂

3 出席委員 22人

会長		鈴木 健二
会長代理	議席1番	春日 初
委員	2番	金澤 博
	3番	倉田 孝子
	4番	唐澤 金実
	5番	唐澤 稔
	6番	藤田 久一
	7番	櫻井 克成
	8番	井口 雅文
	9番	藤森 英雄
	10番	原 美鈴
	11番	赤沼 好秋
	12番	唐澤 健二
	13番	小林 正俊
	14番	鈴木 健二
	15番	大槻 憲治
	16番	関 幹子
	17番	唐澤 俊秀
	18番	小野健一朗
	19番	小松 孝寿
	20番	唐澤 由寛
	21番	藤澤 昭二
	22番	上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 英人
事務局次長	唐澤 智大
事務局	清水 益夫

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第9 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について
日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法(農地売買支援事業分)について
日程第11 報告第5号 農地改良届について

【携帯マナー厳守】

- 局長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

- 会長 田植え等で忙しい中、お疲れ様です。コロナの中でなかなか交流の場がありません。今後、転作現地確認などいろいろとありますがよろしく願います。

- 局長 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますので、よろしく願います。

- 議長 ただいまから第3回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、4月の経過報告をいたします。事務局願います。

次 長 第1回総会が4月1日（木）午後1時30分～役場講堂で開催されました。
第2回総会が4月5日（月）開催されました。
農地法第5条の転用審議案件7件については、総会后6日付けで許可書を交付
しました。
4月7日（水）18時00分～農業委員会だより編集委員会が開催されました。
4月16日（金）18時30分～農地部会が開催されました。
4月21日（水）18時～農政部会が開催されました。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。
5番 唐澤 稔 委員 ・ 6番 藤田 久一 委員の両委員を指名いたしま
す。
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局より説明を求めます。

次 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をい
たします。

1. 売買による所有権移転の申請です。
土地の表示は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。
売買価格は、坪〇〇円です。
譲受人は〇〇氏です。現在、申請地は実質、〇〇氏が管理耕作をしていま
す。農業経営拡充の為取得。譲渡人は〇〇で今は亡くなっている〇〇氏の相
続財産管理人です。〇〇氏が亡くなっており、農業を行なう予定が無い為、
〇〇氏との売買を行います。
2. 売買による所有権移転の申請です。
土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。
売買価格は、坪〇〇円です。
譲渡人の〇〇氏は現在滋賀県に住んでいます。譲渡人の農地付宅地住宅
は現在、箕輪町空き家バンクへ登録がされています。譲受人の〇〇氏は現在
神奈川県に住んでおり、所有権移転後は週末に自家用野菜を育て、定年後は
箕輪への移住を予定しています。
譲受人の現在の耕作面積は30a未満ですが、箕輪町では空き家バンクに登
録してある農地付物件については農業委員会の事前審査による許可見込みが
ある場合について、下限面積が1アールと決められているため、条件を満た

しています。

3. 売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡です。

売買価格は、坪〇〇円です。

譲渡人は〇〇氏で農業経営の縮小を考えています。譲受人の〇〇氏は農業経営の拡充のため、売買による所有権移転を行います。

4. 売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡です。

売買価格は、坪〇〇円です。

譲渡人は南箕輪に住む〇〇氏で農業経営の縮小を考えています。

譲受人は駒ヶ根市の〇〇氏で町内外で〇〇aの耕作をしており、農業経営の拡大のため、所有権移転を行います。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1 番案件、倉田孝子委員。

倉田委員 倉田です。〇〇司法書士の説明を受けました。ご審議をお願いします。

議 長 2 番案件は、私、鈴木です。4月8日に〇〇行政書士から話を聞きました。事務局から説明のあった通り空き家バンクの案件で、問題ないと思われます。3 番案件、赤沼好秋委員。

赤沼委員 赤沼です。4月13日に申請者から説明を受けました。自家用の野菜を作るとのことで、問題ないと思います。

議 長 4 番案件、唐澤由寛委員。

唐澤由寛委員 唐澤です。申請者から話をきいたところ、問題ないと思います。

議 長 この件につきまして、質疑等ある方は挙手願います。

〇〇委員 1 番案件ですが、現地確認をしたところ農地ではないように見えますので、何かしら条件を付けて許可するのか検討が必要かと思えます。

議 長 事務局、いかがですか。

事務局 本件について裁判所の命令が絡んでいるようで、このようにすすめていくのが適当と考えます。

議 長 とりあえずは今回認めていただくが、今後対応してもらえるようにするのが良いか。

〇〇委員 条件付きにすることはできるか。

事務局 別紙や欄外に条件を記載することはできる。

〇〇委員 そうであればそのようにしてほしい。

議 長 では、条件付きとして認めるという形で許可を出す。
他にご意見はありますか。

(意見なし)

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決をいたします。
議案第 1 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について 説明をいたします。

1. 駐車場に伴う申請になります。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡。

申請人は、〇〇氏です。

申請人は自宅に隣接してアパートを経営しています。アパート利用者と家族のため駐車場を拡充する必要があり、隣の土地に10台分の駐車場を作りたいと考えています。なお、現在、家族のための駐車場は500mほど離れた場所にとめているとのことです。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当。現在、荒廃農地となっている状態です。アパート隣接のため、位置的代替性はないと判断します。

2. 資材置場・駐車場に伴う申請になります。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇㎡。

申請人は、〇〇氏です。

申請人は、農機具等置く場所がなく、住居となりに〇〇㎡のガレージと駐車スペースを計画。

農地区分は、用途地域内の第1種住居専用地域。第3種農地にあたり、申請人の住居横で、位置的代替性がないと判断します。

3. 通路に伴う申請になります。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡

中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡

合計 〇〇㎡です。

申請人は、農業法人 〇〇株式会社です。

申請人は、申請地に隣接する〇〇番地に農産物保管・保存用の倉庫を建築予定。倉庫の車両往来スペースのため、当該地の通路としての転用を計画。

農地区分は、第1種農地ですが、農業用施設に必要であるものと考えます。また位置的代替性がないと判断します。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の農業委員から報告をお願いします。

1番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 唐澤です。事務局から説明のあった通りです。本人も農業をせず荒廃地化していました。駐車場が適当と考えます。

議 長 2 番案件、倉田委員。

倉田孝子委員 倉田です。申請者から説明を受けました。問題ないと思います。

議 長 3 番案件、櫻井委員。

櫻井克成委員 農地も荒れていて、〇〇の保冷库ということで今後、農地を守ってもらえることにつながるため問題ないと考えます。

議 長 ただいま事務局及び地区の農業委員から説明がありました。これより質疑に入ります。ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 2 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について説明をいたします。

1 売買での所有権移転による住宅敷地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は現在、仕事の関係で東京で暮らしている。申請地の隣接地の宅地を購入し住宅を建設予定。宅地に隣接する申請地を庭として使用したいと計画。

農地区分は、用途地域内で、第 3 種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

2 売買での所有権移転による住宅敷地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は、申請地の北側に居住しており、宅地に隣接する申請地を購入

して使用したいと考えています。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

3 売買での所有権移転による住宅用地としての申請です。

土地の所在は、東箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇m²

東箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇m²

合計 〇〇m²です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は、箕輪町のアパート住まいをしているが、将来を見据え、自己所有の住宅を新築したいと考え、通勤のしやすい同町内にて、家庭菜園のできる一戸建て住宅に最適な土地を探していたところ見つかったので、譲渡人は農業経営の縮小を図り、当該土地を所有権移転するものです。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね 10ha 未満の農地で、第2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

4 無償贈与の所有権移転による住宅用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇m²

譲渡人は譲渡人の孫の夫。住宅を建築するため、当該土地を所有権移転するものです。農地区分は、市街化近接区域でおおむね 10ha 未満の農地で、第2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

5 売買での所有権移転による宅地分譲の申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇m²

中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇m²

合計 〇〇m²です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は不動産業者で、申請地は第1種低層住宅専用地域であり、宅地分譲用地として事業可能な土地と考え、転用を計画。譲渡人は今後本人が耕作ができず、後継者もないため、譲受人へ売却の打診をしたものです。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

6 無償贈与の所有権移転による住宅用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇m²

譲渡人は譲渡人の孫。住宅を建築するため、当該土地を所有権移転す

るものです。祖父所有の土地であり、実家隣であることからこの土地として計画しました。なお譲渡人は農業経営の縮小を考えています。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

7 売買での所有権移転による住宅用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「田」面積〇〇㎡

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は、仕事の関係から移住が必要。景観及び生活環境が希望に合致したため、住宅を建築するもの。譲渡人は農業経営の縮小を考えています。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未滿の農地で、第2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の農業委員から報告をお願いします。

1番案件、倉田委員。

倉田孝子委員 倉田です。申請者から説明を受けました。問題ないと思います。

議長 3番案件、金澤委員。

金澤 博委員 金澤です。4月12日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議長 4番と6番案件、春日委員。

春日 初委員 春日です。事務局の説明のとおりです。

議長 5番案件、藤森委員。

藤森英雄委員 藤森です。後継者がなく、近隣も宅地開発が進んでおり問題ないと思われます。

議長 7番案件、大槻委員。

大槻憲治委員 大槻です。事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。

議 長 　　ただいま事務局及び地区の農業委員から説明がありました。これより質疑に入ります。ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 　　異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第5議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1ページは、総括表となります。

田1,559㎡ 畑 23,105㎡ 計24,664㎡ であります。

2ページから4ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和3年5月10日から令和13年12月31日までの10年間となります。

5ページから6ページは、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。ご審議をお願いします。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分) について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

日程第6議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 9,155 m²、畑 22,279 m² 計 31,434 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和3年4月に受け付けた内訳になります。8件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方が、6件となっております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

相続により農地を取得しました届出の令和3年4月の受付分になります。全部で8件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について説明します。

農地法施行規則第29条に農地転用許可不要と認められている事業者による届出となります。

議案書の最後に総務省の電気通信事業認定通知書と、全部認定書の写しを付けてありますが、こちらの認定をいただいた事業者が行う携帯基地局設置については、農地転用許可が不要となっております。

今回の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」 面積は、〇〇㎡の内〇〇㎡
中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」 面積は、〇〇㎡の内〇〇㎡となります。

携帯電話の基地局設置について話があり、本届の提出を許可申請に代わり提出いただいたものになります。

報告第3号につきましての説明は以上になります。

議 長

報告第3号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

公社への売買ですが、2ページをお願いいたします。

3ページは〇〇さんの案件です。

報告第4号についての説明は以上になります。

議 長

報告第4号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第11 報告第5号 農地改良届について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第5号 農地改良届についてご説明いたします。

〇〇氏の所有地について農機具やトラクターが入れるよう埋土を行うものです。

報告第5号についての説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第5号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第5号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思っております。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

5 番

6 番
